



『水道メーター ～顧客および水道会社の権利～』

英議会下院のレポート その2

『水道メーター ～顧客および水道会社の権利～』

本編

1. 背景、方針、法律

水道メーターは、不動産においてどのくらい水が使われたかをはかる機器であり、これをつかうことで、水の使用量にもとづく請求が可能になる。

イングランドおよびウェールズにおける水の請求は、水道メーターの検針結果にもとづきおこなわれるか、または不動産の課税見積価格にもとづく定額請求によっておこなわれている。

環境庁¹によれば、イングランドの一般家庭のうち、2017年3月時点で水道メーターが設置されているのは約50%²である。請求書を見れば、顧客は現在どのようなかたちで水道料金を徴収されているのか知ることができる。

エネルギー業界とはことなり、政府は水道会社にたいしてはスマートメーターの導入を義務づけていない。

1.1 恩恵および懸念

イングランドでは、とくに南東部において水資源が不足している。水道メーターは水道会社にとって、水の使用量を減らすためのひとつの道具であるが、これはメーターによって一般家庭の側に、請求額を減らすために水の消費量を減らそうとする気持ちがうまれるからである。水道メーターはまた、水道会社による漏水の検知をたすけてくれるので、水の無駄づかいを防ぐうえでも役にたつ。

¹ 訳注:環境庁(英正式名=Environment Agency)は、イングランドを所管する環境関連の規制機関。

² 訳注:原文には英議会のサイトへのつぎのリンクが付いており、50%の設置率の内訳を水道会社別にみることができる。
<https://www.parliament.uk/written-questions-answers-statements/written-question/commons/2017-12-21/121058>

水道メーターについての懸念は、その大部分が請求金額に関するもので、とくに全戸でメーターの導入を進めている地域でその傾向がつよい。Ofwat³は、メーターの検針結果にもとづく請求が、水道サービスの請求方法としてはもっとも公平であると考えている。ただし、メーター検針による請求へと移行することで、請求額がすくなくなる家庭がある一方で、請求額がふえる家庭もあるかもしれない。

1.2 コストとの関係

メーターを使った場合の水の請求額は、一般につきの要素から構成される。

- 実際の水の使用量にもとづく従量料金
- 検針作業やメーターの管理、請求業務、顧客サービスなどの、関連するコストを補うための固定料金(つまりは水の使用量に関係なく水道会社にかかるコスト)

Ofwat は、メーターを導入することで顧客の支出額がどれくらい減少するかは、つぎの要素に左右されやすいとしている。

- 顧客が現在支払っている料金
- 当該不動産に住んでいる人の数
- 当該世帯における水の使用量

そのため、つぎの 3 つの条件のうちひとつ以上があてはまる家庭では、メーター検針へと切り替えることで、支出にたいする節約効果が大きくなると考えられる。すなわち、不動産の課税見積価格が高いこと、居住者の人数がすくないこと、水の消費量がすくないこと、の 3 つである。こうしたことから Ofwat では、一般的に、メーターの設置は大家族にとっては経済的に不利にはたらくかもしれない一方で、単身居住者にとっては有利にはたらくやすいと述べている。

1.3 水道メーターに関する政府の方針

環境・食料・農村地域省 (Defra)⁴では、これまで一貫して水道メーターの利用を奨励する方針をとってきた。

2008 年、Defra とウェールズ議会政府は、共同で第 3 者機関による調査を実施した。この調査の目的は、家庭用顧客にたいする上下水道サービスの請求方法を調査し、公平かつ持続可能な請求方法に向けた提言をおこなうことであった。

このときの調査結果をまとめた最終レポート『家庭用顧客にたいする上下水道サービスの請求についての第 3 者調査』(2009 年 12 月公表)では、メーター検針に関するおもな結論として、以下のように述べている。

- 将来にわたって持続可能な給水が可能となるように、請求方法は、水の効率的な使用をうながすものである必要がある。水道料金はまた、国民すべてが支払える価格である必要がある。
- メーター検針にもとづく使用水量に応じた請求は、請求方法としてもっとも公平である。そして、この方法をもちいることで、水の効率的な使用をうながすことができる。

³ 訳注：Ofwat (オフワット) は、イングランドおよびウェールズにおける上下水道事業の経済面を監視する規制機関。各水道会社が徴収できる水道料金の上限を、各社の事業計画にもとづき 5 年ごとに評価・認可している。

⁴ 訳注：Defra (デフラ、英正式名=Department for Environment, Food and Rural Affairs) は、環境保護などを担当する英国の行政機関。上下水道に関する政策立案・法案作成をおこなう。

- メーターによる恩恵を評価するさいには、メーター検針にもとづく請求をおこなうことで、どれほどの節水が可能となり、またどの程度コストを減らせるのか、その両方を考慮する必要がある。
- 水が不足しているために、メーターのもたらす恩恵が関連するコストを上回る場所では、メーター検針にもとづく請求方法を支持しないことのほうがむしろかしい。反対に、水が不足していない場所では、メーターの設置はそれほどの説得力をもたない。

また、2011年に Defra が公表した白書『Water for Life』では、メーター導入率の増加に向けた具体的な数値目標こそ示していないが、メーターをつかうことで恩恵をうける消費者には、その設置を奨励するよう水道会社にながしている。

変化をもとめる最近の動き

水不足の懸念をかかえるなかで、消費者ひとりあたりの水の使用量を減らすために、政府にたいして水道メーターの導入をめざしたより強固な手段を講じるようもとめる声が増えてきている。たとえば環境庁は、2018年5月に、水需要の低減化や水の無駄づかい防止を目的としたさらなる行動をおこなさなければ、イングランドの多くの地域で、2050年までに給水量が不足するだろうとの見通しを示した。

Defra は、2018年1月に公表した『環境についての25ヵ年計画』のなかで、今後イングランドの消費者ひとりあたりの使用水量の目標値を設定し、それを達成する手段について検討すると述べた。

我々はイングランドにおける水の消費量を減らしたい。現在、一人一日当たりの水使用量は平均で140リットルである。そのうち、風呂水としての使用が平均80リットル、また、古いタイプのトイレは一回流すごとに最大13リットルの水を消費しており、水をもっと効率的に使うためにできることがある。今後、ひとりあたりの水の消費目標値を設定するとともに、目標値の達成に向けた費用対効果の高い手段への合意を目指して、業界の関係者と協力していく予定である。

25ヵ年計画が公表されたあと、国家インフラ委員会(NIC)⁵、気候変動委員会(CCC)⁶、および英下院の環境・食料・農村地域委員会(EFRA)⁷は政府にたいして、国の水需要削減戦略の一環として、強制的なメーターの設置を英国全土で可能にするよう奨励した。たとえば、2018年4月にNICはDefraにたいして次のように述べている。

Defra は、2019年の末までに規制を改正し、すべての水道会社にスマートメーターの段階的な導入の検討を義務づけることで、水不足をかかえる地域以外の水道会社であっても、2030年代までにはメーターを強制的に導入できるようにすべきである。

NICによるこの勧告は、EFRA および CCC にも支持された。EFRA がそのレポート『Regulation in the Water Industry』で述べた結論はつぎの通りである。

我々は、時代遅れの課税見積価格ではなく、水道メーターをベースに顧客に使ったぶんだけ支払ってもらうようにすることで、水の価値について、消費者に強いメッセージを送ることができると考えている。

⁵ 訳注：NIC（英正式名＝National Infrastructure Commission）は、英国政府にたいして国内のインフラがかかえる課題についての助言や状態評価をおこなう政府内部の執行機関。

⁶ 訳注：CCC（英正式名＝Committee on Climate Change）は、気候変動への対応に関する助言などを英国政府にたいしておこなう機関。組織としての性格は日本の「独立行政法人」にちかい。

⁷ 訳注：EFRA（英正式名＝House of Commons Environment Food and Rural Affairs (EFRA) Committee）は、英下院の委員会のひとつで、Defra（環境・食料・農村地域省）の政策や支出についての調査をおこなう。

メーターの強制的な導入を、水不足をかかえる地域にたいしてのみ許可することは地域差をうみだす。これは国全体としての節水の必要性を考えると適切ではない。そのため我々は、NIC の推奨する「Defra は 2019 年末までに規制を改正し、全水道会社がスマートメーターを強制的に導入できるようにすべきである」との考えに賛同する。水道会社はこうした権利を行使することで、ひとりあたりの使用水量を減らし、水の価値と水道メーターがもたらす恩恵について、顧客に絶えず関心をもってもらうようにすべきである。また、メーターの設置が請求額の大幅な増加につながる場合は、経済的に恵まれない顧客への支援を強化すべきである。

EFRA はまた、政府がいまだ一人当たりの水使用量の具体的な目標値を定めていないことについて、がっかりしているとも述べている。

政府は EFRA によるレポートをうけて、今後、消費者ひとりあたりの水使用量の目標値を設定するために、値をいくつにするのがよいか、設定の根拠となるべき情報や意見を公募すると述べた。政府の考えは、2019 年 4 月に議会でだされた質問への、つぎの回答にまとめられている。

政府としては、水道会社が適宜メーターの導入数を増やしていくことを期待している。水道会社は現在、担当する地域が深刻な水不足を抱えていると指定されている場合で、かつメーターの導入について顧客と協議もった場合に、メーターを全戸に設置することができる。

消費者ひとりあたりの水の消費目標値を設定することについて、設定の根拠となるべき情報を、5 月中旬までに公募する予定である。この公募ではまた、目標値の達成を支援してくれる消費量削減のための手段にはどのようなものがあるのか、それらについても意見を募集する。

1.4 関係する法律

「改正 1991 年水道産業法」では、家庭用顧客によるメーター検針への移行について、水道メーターの無料設置をふくめた、以下のような規定を設けている。

- 水道会社が、みずから適切と考える請求方法を選択できるようにすること(ただし、法律上のさまざまな制約および Ofwat の定める請求システムについてのルールには従わなければならない)。
- 現在メーターを使っていない家庭用顧客が、みずからの意思で従量料金制への移行を選択できるようにすること、また、そのさいは水道メーターを無料で設置してもらえるようにすること(ただし、メーターの設置が現実的にみてむずかしい場所、またはその設置に多大な費用がかかる場所はのぞく)。
- メーターを設置することを選択した家庭用顧客が、12 か月以内であれば、もういちどメーターを使わない請求形態に戻れるようにすること(ただし、当該顧客が当該物件において従量料金制を選択したのは今回がはじめてであることと、メーターの設置を申請したときに当該物件に住んでいた者が、現在も一人以上は居住していることとを条件とする)。
- 次のいずれかの場合にあってはまらない限り、水道会社が家庭用顧客にたいして、メーター検針にもとづく請求をおこなえないようにすること。
 - 使用水量に応じて請求するよう顧客から申請があった。
 - 当該物件の居住者に変更があった(ただし、使用水量によらない請求書がまだ新しい居住者に一度も送られていないことを条件とする)。
 - 当該物件に、水を大量に消費する特定の機器(たとえば庭のスプリンクラー)が備わっているか、または当該物件が、メーターの強制導入が水道会社に認められている「深刻な水不足を抱える地域」に位置している(これらの条件の詳細は「1999 年水道産業(規定条件)規則」のなかに記されている)

- 国務長官が、水の請求方法に関する規制を設けて、体の不自由な人や、最低限の生活用水を多く必要とする低所得世帯のような、脆弱な顧客層を保護できるようにすること。

(担当)調査事業部主任研究員 高橋 邦尚

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K.I.S飯田橋ビル7F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL: jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-5805-0264 FAX 03-5805-0265

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー(第58号以降)は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-r1.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。